

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	港湾海岸課	検索番号	3 - 1
法令名	海岸法	根拠条項	第13条第1項		
許認可等	海岸管理者以外の者の施行する工事の承認				
1 根拠規定					
海岸法					
第13条(海岸管理者以外の者の施行する工事)					
1 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならない。ただし、第6条第1項の規定による場合は、この限りでない。					
2 審査基準					
海岸法					
第14条(築造の基準)					
1 海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、侵食の状態その他海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂着物等による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。					
2 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。					
堤防及び護岸については、					
イ 高さは、異常高潮位、波高、砕波の状況等を考慮して定めること。					
ロ のりこう配及び堤防の天ば幅は、堤体の型式及び地盤並びに使用材料の種類及び性質を考慮して定めること。					
ハ 堤防又は護岸の表のりは、波力に耐え、海水その他による侵食及びま耗並びに表のり背面の土砂の流失を防止しうる構造とすること。					
ニ 状況により、堤防及び護岸の表のりには波戻工を設け、波の洗掘力に耐えるように十分に根入れをし、又はこれに根固工若しくは波力を減殺する施設を設け、堤防及び護岸の天ばには被覆工を施し、かつ、排水こうを設け、堤防の裏のりには被覆工、のり尻保護工、根留工若しくは水たたき工を施し、又は潮遊びを施すこと。					
胸壁については、前号に定めるところに準ずること。					
突堤については、潮流、潮位、風速、風向、漂砂、波高、波向等を考慮して定めること。					
3 海岸保全施設には、近傍の土地の利用状況により、ひ門、ひ管、陸こう、えい、船道その他排水又は通行のための設備を設けなければならない。					
4 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、状況により、船舶の運航及び船舶による衝撃を考慮して定めなければならない。					
<ul style="list-style-type: none"> 海岸法の施行について(昭和31年11月10日付け三一農地第4822号、港管第2739号、建発河第107号農林事務次官、運輸事務次官、建設事務次官通達) 					
第六 海岸保全施設の保全					
1 法第13条の規定に基づき、海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について、承認し、又は協議しようとするときは、法第14条に規定する築造の					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

基準に基づいて行なうこと。

なお、当該海岸保全施設が土地改良事業その他の法律に基づく事業に係るものであるときは、当該事業を考慮して行うこと。

- 2 公衆電気通信法第101条第1項に規定する保護区域内において、海岸管理者又は主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合及び法第13条第1項及び第2項の規定により海岸管理者以外の者が当該保護区域内において施行する工事に関し承認を与え又は裁議に応じようとする場合には、水底線路の保護について必要な配慮をするものとする。